

避難確保計画の作成方法について

酒田市役所

1. 過去の水害の振り返り

● 平成28年 台風10号による岩手県岩泉町小本川の被害概要 (平成28年9月16日時点)

- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。
 ○ この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**



出典)「水害・土砂災害に備えて ～洪水等に対する警戒避難について～ 国土交通省 北陸地方整備局 河川部 水災害予報センター」資料より

【参考】岩手県岩泉町の被害施設の当日の動き

	岩泉町全般、役場に関すること
	被災した社会福祉施設に関すること

時刻	8月30日の主な動き
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令
10:16	● 盛岡地方気象台が 岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 安家(あつか)地区の一部133世帯に避難勧告を発令 (小本川流域外)
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した
16:40頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 ● 5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。
16:47	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 ⇒「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いする。」
17:20頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた) ⇒「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位(2.50m)を超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」 ● 岩泉町は避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、電話対応に追われ、町長に報告されなかった。
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、 車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者を「ふれんどりー岩泉」に避難させようと考えた(運営母体は同じ) 。管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には 氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった 。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。(周辺住民に救助されている。)
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸
18:00頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。(この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。) ● 楽ん楽んでは急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● 同じ運営母体で、建物が隣接する「ふれんどりー岩泉」には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、2階にいた入所者を3階に避難させた。エレベータが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。(入所者は無事) ※建物は鉄筋コンクリート3階建て
19:45頃	● 楽ん楽んの1階が水没 (天井近くの時計がこの時刻で停止) ※建物は木造平屋建て

2. 避難確保計画の様式

「〇〇〇〇（施設名）」における 洪水時の避難確保計画

- ・各施設の状況に応じて、赤字部分を修正してください。
- ・福祉施設・医療機関両方で使用できる内容にしています。
不要な部分は削除してください。
- ・施設の状況に応じて内容を追加してください。
(提出時、このテキストボックスは削除してください。)

令和〇〇年〇〇月

作成のポイント！

避難確保計画を作成するにあたっては、酒田市が作成した計画例(ひな形)を参考に、個々の要配慮者施設の実情の沿った内容で加筆・修正を行っていきます。

2. 避難確保計画の様式

- ・計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲
- ・施設周辺の避難地図
- ・防災体制
- ・情報収集・伝達
- ・避難誘導
- ・避難の確保を図るための施設の整備
- ・防災教育及び訓練の実施
- ・自衛水防組織の業務に関する事項

- ・防災教育及び訓練の年間計画
- ・施設利用者緊急連絡先一覧表
- ・緊急連絡網
- ・外部機関等への緊急連絡先一覧表
- ・対応別避難誘導方法一覧表
- ・防災体制一覧表

避難確保計画は、全ての項目を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、酒田市に提出して頂きたい項目

個人情報等が含まれるため、市に提出する必要がない項目
(提出は不要だが検討・作成は必要)

3. 【計画例 P1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

計画例 P1

①計画の目的を記載

1. 計画の目的
この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

②計画を作成したことを酒田市へ報告する文面を記載

2. 計画の報告
計画の作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

③計画の適用範囲を記載

3. 計画の適用範囲
この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

④施設の人数を記載
※状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 ○名	昼間 ○名	休日 ○名	休日 ○名
夜間 ○名	夜間 ○名		

(↑施設の状況については任意の書き方で構いません)

4.【計画例 P2】避難経路図

■施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

計画例 P2

① 酒田市防災ハザードマップから浸水区域の情報を入手する。

② マップ上の施設をさがす

③ 施設周辺の水深を確認する

④ 安全な避難場所をさがす

⑤ 避難場所までの避難経路に色を塗る

⑥ 建物階数と浸水深を記載する。

⑦ 施設内避難の場合はその情報を記入する

施設名 :
建物階数 : 階
浸水深 : m

作成のポイント！

- 施設周辺の浸水危険性を確認する。
- 安全な避難場所を選定する。

作成の手順

- ① 酒田市防災ハザードマップから浸水区域の情報を入手(印刷または画像コピー等)する。
- ② ①のマップ上で自施設を探す(○をつける)。
- ③ 施設周辺の水深を確認する。
- ④ 安全な避難場所を探す。
- ⑤ 避難場所までの避難経路に色を塗る。
- ⑥ 建物階数と浸水深を記載(追加)する。
- ⑦ 施設内避難の場合はその情報を記入する。

※酒田市ハザードマップ
http://www.city.sakata.lg.jp/bousai/bousai/tsunami/kasenko_uzui.html

4.【計画例 P2】避難経路図

避難先検討時のポイント

- 避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの【**立ち退き避難を基本**】としましょう。
- **立ち退き避難を検討した上で**、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は、**屋内安全確保**(上層階への避難)等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。

留意事項

- 浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。
(屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。)
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の**安全性を確認**しながら考えましょう

浸水範囲と浸水深

継続時間

家屋倒壊等

重ねるハザードマップ

検索

山形県酒田市

検索

避難行動について

立ち退き避難: その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する**水平避難**。

屋内安全確保: **垂直避難**(屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動)などで屋内に留まったの安全確保。

4. 【計画例 P2】避難経路図

■酒田市ホームページにて、「洪水・土砂災害ハザードマップ」を公表しています。

※酒田市ハザードマップ:

<http://www.city.sakata.lg.jp/bousai/bousai/tsunami/kasenkouzui.html>

あるいは「酒田市河川洪水ハザードマップ」と検索



音声読み上げ・文字拡大
multilingual
サイトマップ

暮らし

子育て・教育

健康・福祉

住宅・都市環境

文化・スポーツ・交流

産業・観光

市政情報

防災・消防・救急

休日診療 各種相談

酒田市河川洪水ハザードマップ

更新日：2016年10月1日

酒田市河川洪水ハザードマップとは、河川がはん濫した場合に備えて、地域の住民の方々がすばやく安全に避難していただく被害を最小限に抑えることを目的として、浸水の想定される区域と避難場所などの情報を地図上に明示したものです。

いざという時に備え、避難の目安としてハザードマップを確認してください。

なお、各河川の流域でも、河川改修等で浸水区域に想定されていない地域は掲載されておりません。

■ 最上川・新田川・赤川洪水ハザードマップ (PDF: 16,018KB)

■ その他河川洪水ハザードマップ (PDF: 1,318KB)

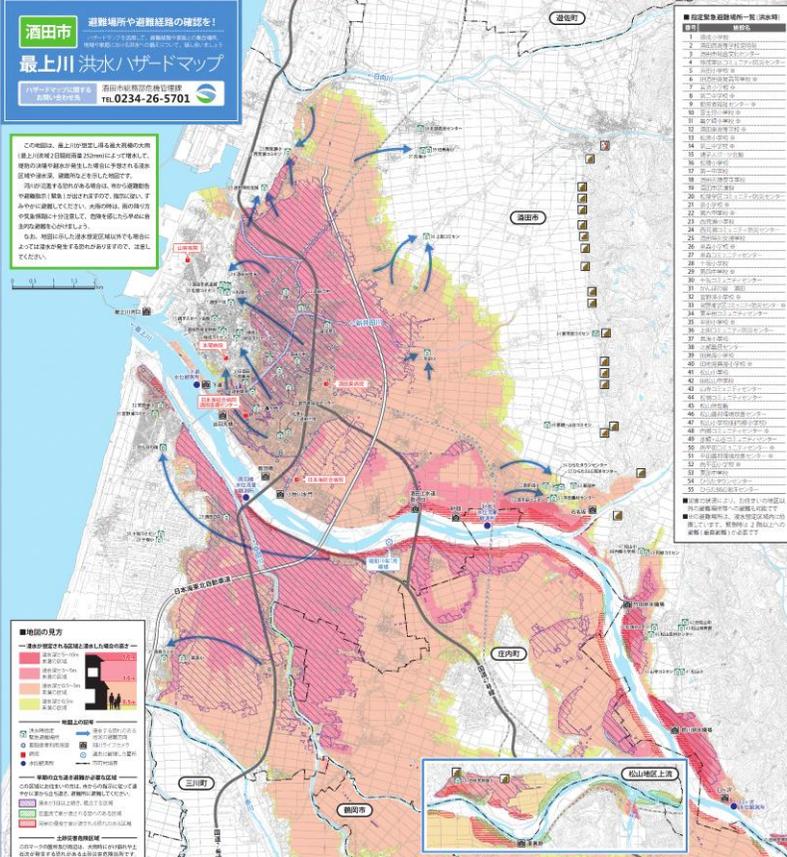
地区名をクリックしてください	地区名
日向川浸水想定区域	西荒瀬地区(PDF:552KB)
荒瀬川浸水想定区域	北青沢・上青沢地区(PDF:909KB)
新井田川浸水想定区域	中平田・北平田地区(PDF:699KB)
相沢川浸水想定区域	鹿島・丸山・道原敷地区(PDF:756KB)
	吉ヶ沢・本宮・中村地区(PDF:842KB)
田沢川浸水想定区域	丹道・山谷地区(PDF:784KB)
	山元地区(PDF:750KB)
	田沢新田・小女房地区(PDF:773KB)
	南田沢・元田沢地区(PDF:801KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

酒田市 避難場所や避難経路の確認を!

最上川洪水ハザードマップ

酒田市河川洪水ハザードマップ
TEL.0234-26-5701



この地図は、最上川に発生し得る最大規模の洪水(最大浸水日積雨量200mm)によって発生し得る、浸水の想定される区域と避難場所、避難経路を示したものです。

河川に浸水する状況がある場合は、河川に避難場所や避難経路を確認し、避難場所や避難経路を事前に確認してください。浸水の発生は、河川の水位が急激に上昇し、浸水の発生が予想される場合は、浸水の発生を事前に確認してください。

なお、河川に浸水する状況がある場合は、河川に避難場所や避難経路を確認し、避難場所や避難経路を事前に確認してください。

■ 地区の見方

- 浸水想定区域
- 浸水想定区域外
- 浸水想定区域外
- 浸水想定区域外
- 浸水想定区域外

■ 避難経路の表示

- 避難経路
- 避難経路
- 避難経路
- 避難経路
- 避難経路

■ 避難場所の表示

- 避難場所
- 避難場所
- 避難場所
- 避難場所
- 避難場所

■ 避難場所の表示

- 避難場所
- 避難場所
- 避難場所
- 避難場所
- 避難場所

■ 避難場所の表示

避難場所	避難場所	避難場所
1 酒田市立中央公民館	2 酒田市立中央公民館	3 酒田市立中央公民館
4 酒田市立中央公民館	5 酒田市立中央公民館	6 酒田市立中央公民館
7 酒田市立中央公民館	8 酒田市立中央公民館	9 酒田市立中央公民館
10 酒田市立中央公民館	11 酒田市立中央公民館	12 酒田市立中央公民館
13 酒田市立中央公民館	14 酒田市立中央公民館	15 酒田市立中央公民館
16 酒田市立中央公民館	17 酒田市立中央公民館	18 酒田市立中央公民館
19 酒田市立中央公民館	20 酒田市立中央公民館	21 酒田市立中央公民館
22 酒田市立中央公民館	23 酒田市立中央公民館	24 酒田市立中央公民館
25 酒田市立中央公民館	26 酒田市立中央公民館	27 酒田市立中央公民館
28 酒田市立中央公民館	29 酒田市立中央公民館	30 酒田市立中央公民館
31 酒田市立中央公民館	32 酒田市立中央公民館	33 酒田市立中央公民館
34 酒田市立中央公民館	35 酒田市立中央公民館	36 酒田市立中央公民館
37 酒田市立中央公民館	38 酒田市立中央公民館	39 酒田市立中央公民館
40 酒田市立中央公民館	41 酒田市立中央公民館	42 酒田市立中央公民館
43 酒田市立中央公民館	44 酒田市立中央公民館	45 酒田市立中央公民館
46 酒田市立中央公民館	47 酒田市立中央公民館	48 酒田市立中央公民館
49 酒田市立中央公民館	50 酒田市立中央公民館	51 酒田市立中央公民館
52 酒田市立中央公民館	53 酒田市立中央公民館	54 酒田市立中央公民館
55 酒田市立中央公民館	56 酒田市立中央公民館	57 酒田市立中央公民館
58 酒田市立中央公民館	59 酒田市立中央公民館	60 酒田市立中央公民館

【参考】重ねるハザードマップを活用した避難経路図の作成

- 「重ねるハザードマップ」の作図機能で、自施設や避難先、避難経路を追加できます。距離計測も可能です。
- 作成した地図を印刷するか、画像データとして保存し、計画に添付して下さい。

重ねるハザードマップ

選択中の情報

- 災害種別で選択
 - 洪水
 - 土砂災害
 - 津波
- すべての情報から選択
 - 全表示
 - 全非表示
 - 全削除
- 災害リスクの表示
- 洪水浸水想定区域

作図機能

作図・ファイル

- マーカー
- 線
- TEXT
- 編集
- 削除

印刷

- 画面を保存
- 表示
- ツール

印刷等は、「その他」ボタンから

- ◇マーカー: 施設位置を設定
- ◇線を追加: 避難経路を設定

重ねるハザードマップ

用紙サイズ: A4縦(標準)

印刷

元の画面に戻る

避難経路図(イメージ図)

印刷

(避難場所)
●●●中学

(避難経路)
県道●号線を通行

グループホーム ●●苑

500 m

5.【計画例 P3】防災体制

4. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 [警報・注意報] 大雨・洪水注意報発表 [降水] 1時間雨量が30mmを超過 ※山間部では3時間70mm [水位情報等] ※氾濫注意情報発表 ○最上川（下瀬地点） 氾濫注意水位2.20mに到達 ○新井田川（北新橋地点） 氾濫注意水位1.50mに到達	水位情報や洪水予報等の情報収集 ・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに [避難勧告等] （施設所在の町） 避難勧告情報の発令 [警報・注意報] 大雨警報（浸水） [降水] 1時間雨量が45mm ※山間部では3時間 [水位情報等] ※氾濫警戒情報発表 ○最上川（下瀬） 避難判断水位2 ○新井田川（北新橋） 避難判断水位1	・ かの ① 何をするか ・ 何 ・ 場 ・ 地 ・ 所 ・ 連絡 ・ 指示 ・ 前	② 誰が対応するか 情報部 避難部 情報部 情報部 情報部
非常体制	以下のいずれかに [避難勧告等] （施設所在の町） 示（緊急）の発令 [警報・注意報] 記録的短時間大雨情報 大雨特別警報発表 [降水] 1時間雨量が100mmを超過するような、数十年に一度しか発生しない短時間の大雨の場合など [水位情報等] ※氾濫危険情報発表 ○最上川（下瀬地点） 氾濫危険水位2.80mに到達 ○新井田川（北新橋地点） 氾濫危険水位2.00mに到達 [その他] 異常な漏水・浸水の進行など危険の前兆を確認したと	・ 避難誘導	避難部

③ いつ行動するか

防災体制の一例です。
施設の状況に応じて、活動内容など変更してください。

作成のポイント！

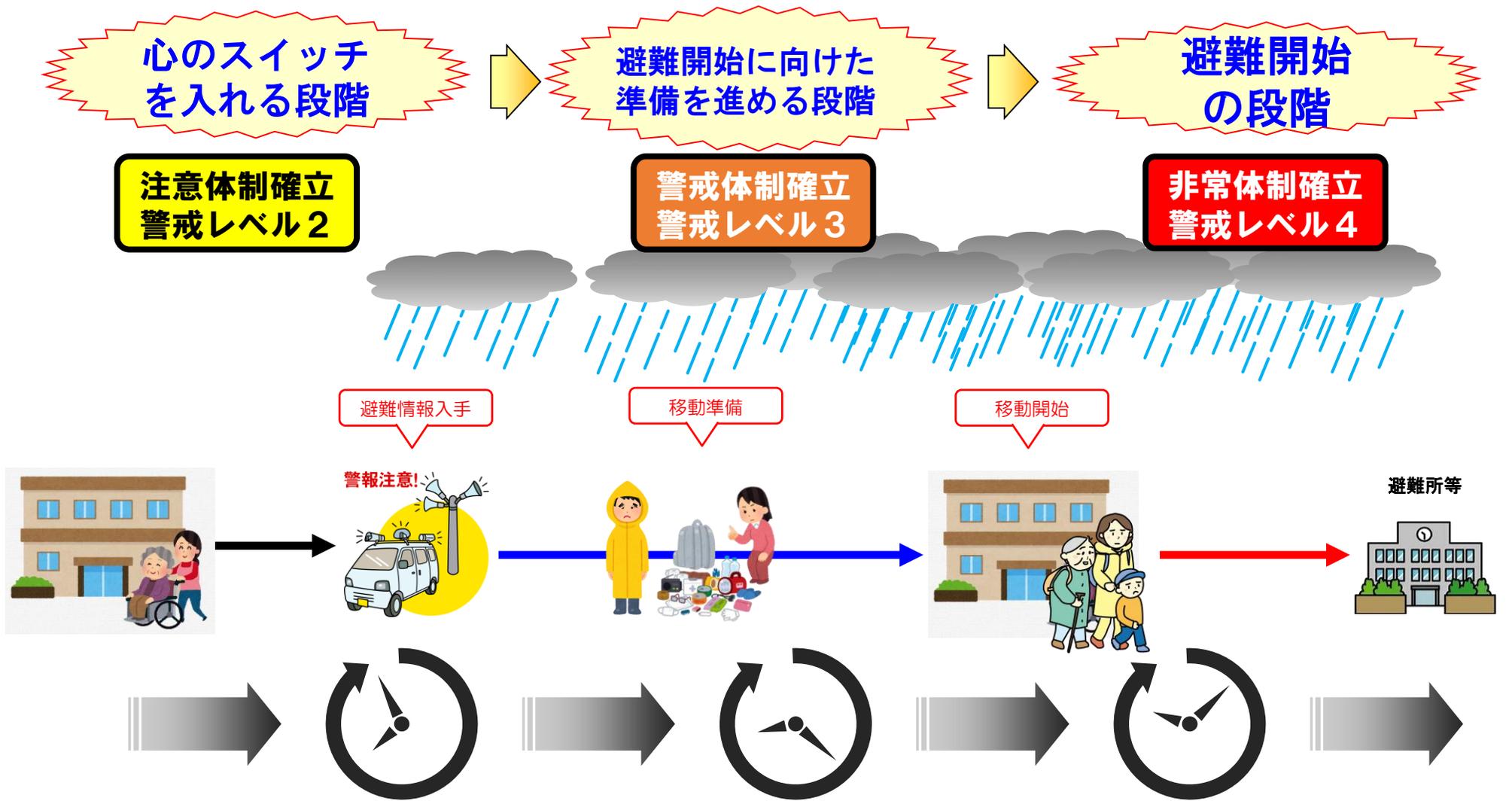
- 避難行動（避難先までの移動と避難のための準備）に「どの程度の時間が必要か」を考える。
- 施設の状況（浸水特性、職員の体制、利用者数や利用者の体調等）によって、必要な時間や対応が異なる（全ての施設に共通する解がない）ことに留意する。

作成の手順

- ① 防災行動の3段階(体制)ごとの活動内容(何をするか)を決める。
- ② 活動を誰が行うか(対応要員)を決める。
- ③ 3段階の活動の判断時期(いつ行動するか)を決める。

5.【計画例 P3】防災体制

□台風等の発生後、避難先への移動が完了するまでの間に、大きく3つの段階があります。
□また、避難準備や移動には、それぞれ一定の時間が必要であることに留意が必要です。



5.【計画例 P3】防災体制

酒田市からの防災情報の発令基準は、以下のとおりです。防災体制の参考として下さい。

区分	基準	対象区域等
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	市内にある対象河川の観測所に定められた避難判断水位に到達した場合	洪水予報河川及び水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	市内にある対象河川の観測所に定められた水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する場合	水位周知河川及びその他河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
避難勧告 (警戒レベル4)	市内にある対象河川の観測所に定められた氾濫危険水位に到達した場合	洪水予報河川及び水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	市内にある対象河川の観測所に定められた氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合	水位周知河川及びその他河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
避難指示（緊急） (警戒レベル4)	市内にある対象河川で決壊や越水等が発生又は発生のおそれが高まった場合 ・水位観測所の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合	洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

※酒田市地域防災計画(平成31年2月)より

「避難準備・高齢者等避難開始」が出たら避難開始するということではないことに留意して下さい。施設の状況を踏まえて、必要なタイミングの情報をトリガーとして検討して下さい。

5.【計画例 P3】防災体制

管轄	河川名	観測所名	市町村名	警報値			
				水防団 待機水位 [m]	氾濫 注意水位 [m]	避難判断 水位 [m]	氾濫 危険水位 [m]
酒田河川国道	最上川	臼ヶ沢	酒田市	13.00	14.00	16.20	16.50
酒田河川国道	最上川	両羽橋	酒田市	2.50	3.50	-	-
酒田河川国道	最上川	下瀬	酒田市	1.40	2.20	2.80	3.00
酒田河川国道	最上川	臼ヶ沢(副)	酒田市	13.00	14.00	16.20	16.50
酒田河川国道	最上川	下瀬(副)	酒田市	1.40	2.20	2.80	3.00
酒田河川国道	相沢川	石名坂	酒田市	2.30	3.70	5.40	5.89
酒田河川国道	京田川	広田	酒田市	2.00	2.70	4.40	4.71
酒田河川国道	赤川	浜中	酒田市	2.00	3.00	4.00	4.20
酒田河川国道	赤川	浜中(副)	酒田市	2.00	3.00	4.00	4.20
山形県	相沢川	田沢	酒田市	2.40	3.60	4.20	5.00
山形県	京田川	十五軒	酒田市	4.00	4.60	5.10	5.30
山形県	荒瀬川	市条	酒田市	1.80	2.90	3.20	3.70
山形県	新井田川	北新橋	酒田市	1.20	1.50	1.80	2.00
山形県	日向川	穂積	酒田市	3.10	4.30	4.90	5.60
山形県	田沢川	相沢橋	酒田市	2.20	3.90	5.40	5.80
山形県	小牧川	小牧川上流	酒田市	2.50	2.60	2.70	3.00

避難判断水位に到達→避難準備・高齢者等避難開始

氾濫危険水位に到達→避難勧告

氾濫危険水位を超過し堤防高に到達するおそれが高い場合→避難指示(緊急)

6. 【計画例 P4】情報収集・伝達

■ 計画例 P3で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

計画例 P4

5. 情報収集及び伝達 (1) 情報収集

① 防災情報の収集方法を決定する

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ・気象庁HP・地方気象台HP 山形地方気象台 http://www.jma-net.go.jp/yamagata/
洪水予報、水位到達情報	インターネット ・山形県河川防災情報提供システムの情報 市内河川の水位到達情報発表状況、水位観測所の水位等を確認 ・危機管理型水位計情報 ・山形県土砂災害警戒システム
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告避難指示(緊急)	・防災行政無線 ・FM放送 76.1MHz ・インターネット 酒田市ホームページ・フェイスブック Yahoo!防災速報アプリ ・エリアメール・緊急速報メール ・消防団車両等による情報提供 ・衛星携帯電話の配備 ・テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用)

作成のポイント！

- 災害時にも着実・円滑に情報収集ができるように工夫する。
- 誰が収集するかも同時に検討する。

作成の手順

○ 防災情報の収集先を決定する。

【留意事項】 情報収集について

- ・ 「山形県ホームページ」から「川の防災情報」の情報について、**普段からパソコンやスマートフォン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできるようにしておきましょう。**
- ・ 地上デジタル放送の「dボタン」から、「**防災・生活情報**」を選択し、**気象情報等を確認**できます。

6. 【計画例 P5】情報収集・伝達

(2) 情報伝達

- 別紙○ 緊急連絡網に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△ 施設利用者緊急連絡者の家族に対し、「非常体制に移行した場合には●●●● (避難場所) へ避難する」

検討時のポイント！

■ 「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決める。

作成の手順

- 防災情報の伝達方法を決定する。
- 緊急連絡網や外部機関等への緊急連絡先一覧表を作成したうえで情報伝達経路を作成する。

【留意事項】 情報伝達後の対応

- ・ 情報伝達後の対応として、施設利用者の帰宅や医療施設での外来診療中止などの判断がある場合、関係者(家族への連絡や他病院での受診等)との調整を予め行っておくことが望ましいです。

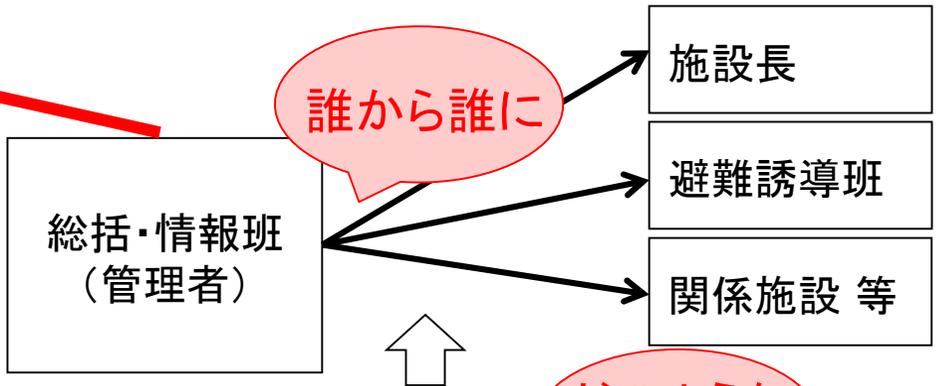
情報伝達システムの例と大切な心構え

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・避難勧告等の情報
- ・避難所の開設状況 等

市からの連絡、防災行政無線、緊急速報メール等の
プッシュ通知型の防災情報

【心構え】 情報が来るのを待つのではなく **自ら収集する** ことを心がけましょう

何の情報を



誰から誰に

電話、メール、
口頭(施設内)

どのような方法で

6. 【計画例 P5】情報収集・伝達

【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容		チェック欄
①だれが	情報伝達班 (〇〇さんと〇〇さんなど)	防災体制一覧表(後述) の 情報伝達要員に記載して あるか？	
②どうやって (収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	情報収集(計画例 P4) の 収集する情報及び収集方 法に記載してあるか？	
③何を収集する (防災情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報、河川水位 避難準備・高齢者等避難開始 など		
④誰に	施設の管理者、統括管理者など	防災体制一覧表 の管理権 限者、代行者が記載されて いるか？	
⑤どうやって 伝達するか (伝達方法)	館内放送や掲示板など	情報伝達(計画例 P5) に記 載されているか？	

7.【計画例 P5】避難誘導

■ 設定した安全な避難先の情報を整理する。

計画例 P5

①避難先、避難経路は避難経路図を反映

作成のポイント！

■ 避難先までの移動距離と移動手段を踏まえ、避難移動に必要な時間を整理する。

- 6. 避難誘導
 - (1) 避難先
 - 避難場所は、〇〇町〇丁目〇-〇「〇〇〇〇」とする。
 - 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の〇階へ避難するものとする。
 - (2) 避難経路
 - 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりである。
 - (3) 避難誘導方法
 - 施設外の避難誘導方法（〇〇町〇丁目〇-〇「〇〇〇〇」）
 - ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定
 - 、徒歩による避難が困難な場合は、車による移動：車両〇台（利用者〇名、施設職員〇名）
 - 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
 - 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③対応別避難誘導方法一覧表（後述）を作成し、避難時の体制から必要時間を設定する。

【留意事項】移動手段を担保する体制・環境

- ・ 記載した移動手段が、災害時に着実に確保できるか、また運転する人間がいるか、などの観点から確認することが重要です。
- ・ 夜間や降雨の中での対応や、停電に伴うエレベーターの停止など、水害時に想定される周辺環境をイメージしてみることは、よい訓練になります。
- ・ 避難誘導にあたり、独歩、護送（車いす）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じた資機材の要否の検討は、備蓄物の対応にも関連します。

8. 【計画例 P6】避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

計画例 P6

7. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下記とおりである。
- これらの資器材について、日頃からその維持管理に努めるものとする。
- 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯送具、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料、医薬品、寝具・ カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）

※ 自衛水防組織を設置する場合は、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

作成のポイント！

- 避難準備段階・避難誘導段階に加え、避難後の生活に必要な物資・資器材を整理する。

作成の手順

- ① 情報収集・伝達段階や避難誘導段階に必要な物資・資器材（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難生活において必要な物資・資器材（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に利用できる状態にあるか確認する。

必要な物資・資器材を記載する。

【留意事項】 医療施設における整備について

- ・ 避難生活に必要な物資等の他、カルテのバックアップや医薬品等、医療再開に向けて必要な措置について留意が必要です。
- ・ 医療行為に必要な電力供給の確保についても留意が必要です。

9.【計画例 P7】自衛水防組織の業務に関する事項

①別添1、別表1・2を活用し、組織を設置する

9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

②研修・訓練計画を記述する

作成のポイント！

- 設置は努力義務ですが、水害時に避難対応を行う体制のことに他なりません。
- 設置を検討して下さい。

作成の手順

- ①計画例の別添1、別表1・別表2を活用し、組織設置を記述。
- ②研修及び訓練計画を記述。

<留意事項：自衛水防組織の設置について>

- ・ 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- ・ 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。設置した場合、市町村への報告が必要です。
- ・ 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

【計画例P8 別添1】 自衛水防組織活動要領

別添1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者(防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。)は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによつては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

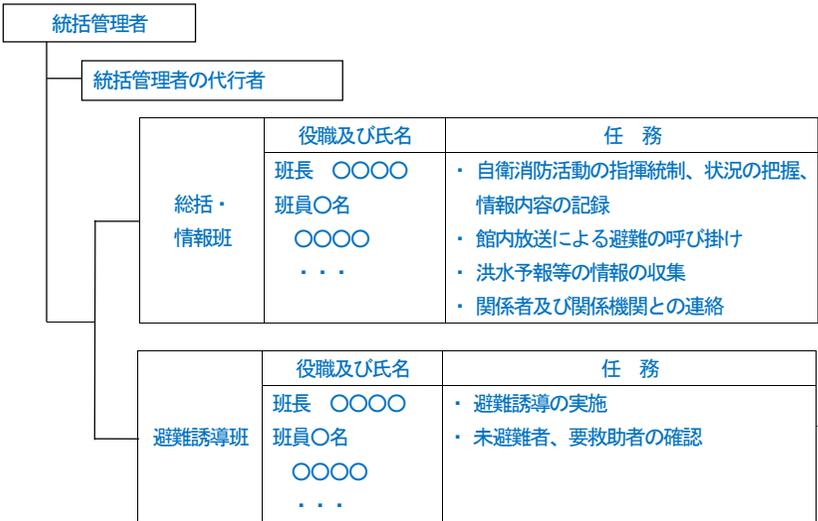
- ①施設名を変更する
- ②班構成を修正する

②班構成を修正する

①施設名に変更する

【計画例P9 別表1・別表2】 自衛水防組織の業務

別表1 自衛水防組織の編成と任務



別表2 自衛水防組織装備品リスト

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 搬送具 ライフジャケット 蛍光塗料 水・食料 医薬品 寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む）

作成の手順

【別表1】 防災体制一覧表を活用する
 【別表2】 避難の確保を図るための施設の整備（計画例 P6）を活用する

【防災体制一覧表】を活用する

【避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

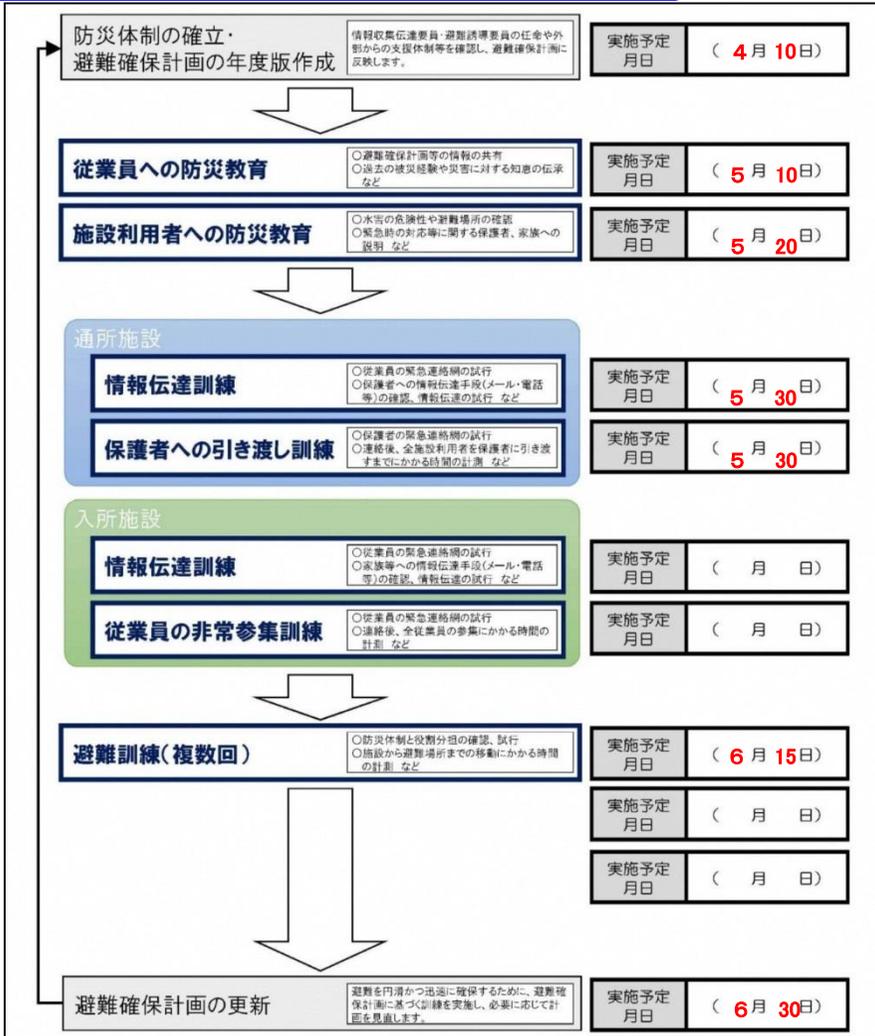
10. 【計画例 P6】防災教育及び訓練の実施計画の作成

計画例 P6

8. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年6月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

国交省様式7(年間計画を作成する場合)



作成のポイント！

- 従業員及び施設利用者への防災教育や研修の日程を決める。
 - 従業員や施設利用者を対象とした防災訓練の実施日を決める。
 - 防災教育及び避難訓練の年間計画を作成(作成は任意。作成する場合は国交省様式7を参考にする)
- ※国交省様式についてはスライドP25以降で説明

作成の手順

- ①研修と訓練の内容と実施日程を記入する。
- ②日程の記載後、年間計画を作成する(任意)

【参考】防災教育及び訓練の年間計画作成例

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

【訓練内容】

- つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
- 避難経路の確認
- 要支援者の対応方法
- 移動経路上の不具合確認
- 雨天時の避難経路の状況をイメージ



車いす、リヤカー運行訓練の様子

出典: 座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

風水害防災講座の様子

(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)

出典: 座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

【参考】防災教育及び訓練の年間計画作成例

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

● 介護老人ホームによる風水害避難訓練



土のうの作成・積み方の訓練

エレベーター停止を想定した利用者の避難誘導訓練

避難訓練の様子

出典：介護老人ホームネムの木スタッフブログ (2012.8.3)

● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難



イラストによる避難の説明

避難訓練の様子

出典：郡山市認可保育園 笑風にこにこ保育園HP (2016.7.27)

12.【任意様式(国交省様式9)】緊急連絡先

12 緊急連絡網

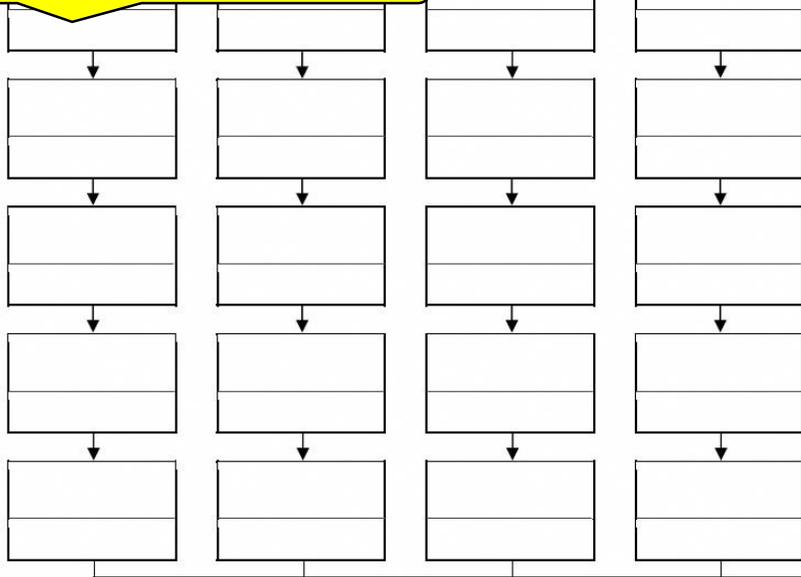
様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先(電話番号)」
を入れてください。

①施設の職員の連絡網



②施設利用者の保護者等の連絡体制

作成のポイント!

- 連絡網が途切れた場合にも確実に連絡できる工夫を検討する。(例:連絡が見つからない場合は、次の人に連絡し、後から確認する対応とする 等)
- 連絡先は定期的に更新する。

作成の手順

- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を整理する。

13.【任意様式(国交省様式10)】外部機関等への緊急連絡先

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村 (防災担当)					
市町村 (福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

連絡先	連絡先
酒田市役所	0234-22-5111
消防署	119 (管轄の消防署を確認して下さい)
警察署	110 (管轄の消防署を確認して下さい)
支援者	
医療機関	

14.【任意様式(国交省様式11)】対応別避難誘導方法一覧表

■施設利用者の避難先、移動手段、担当者等を整理し、避難時の対応内容を決定する。

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。
- 誰が対応**するかを決定する。
- 移動に必要な**時間**を考える。

	施設利用者	避難誘導要員
対応内容	避難場所へ移動	担当者
	<input type="checkbox"/> 単独歩行が可能な方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> 介助が必要な方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> 車いすを使用する方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> スリッチャーや担架が必要な方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名 ()
	その他の対応	
	<input type="checkbox"/> ご自宅に帰宅する方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> 病院に搬送する方	() 名 ()
	<input type="checkbox"/> そのほか ()	() 名 ()

- ### ＜留意事項：移動手段等について＞
- ・移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
 - ・十分な人員がいるかにも留意が必要です。
 - ・避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
 - ・浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

15.【任意様式(国交省様式12)】防災体制一覧表

■施設における役割(管理権限者、代行者、情報伝達班、避難誘導班)を決定する。

15 防災体制一覧表 様式12

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	
避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	

作成のポイント！

■責任者や担当者が不在の時にも施設としての対応が進められる組織とする。

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める。
- ②各要員の対応内容を決める。

※役割分担は必ずしも固定する必要はありません。
。人手が足りない場合などに備えて、一人何役でもこなせるような体制とすることが有効です。

■まとめ 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

本日の講習会の内容を踏まえ、計画の検討・作成を進めて下さい。

＜留意点の振り返り＞

- 災害は、想定どおりに発生するとは限りません。
- 様々な被害状況をイメージすることが、いざという時の臨機応変な対応能力に繋がります。
- 避難確保計画で「いつ」「どこへ」「どうやって」避難するかを考える過程で、施設のリスクを正しく理解し、必要な体制と備えについて施設の職員の皆さんで共有して下さい。
- 避難確保計画を作ったあとが大切です。避難訓練と確認、計画の見直しを継続していくことが重要です。

施設利用者を「安全な場所」に、「早め」に避難させられる計画を作成し、水害時の逃げ遅れによる被害を回避しましょう。